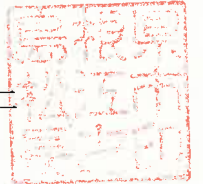


松江市告示第 95 号

松江市妊婦のための支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法に規定する妊婦に対し、出産育児関連用品の購入又は子育て支援サービスの利用等子育て世帯の負担軽減を妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することで、全ての妊婦が安心して出産・子育てできる環境を整備することを目的とする。

(事業の内容及び給付金の額)

第 2 条 本事業は、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の購入費用、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用者負担に充てるため、次の各号に掲げる種類に応じ、給付金を給付する。

(1) 1 回目（妊婦分） 妊娠の届出後に、妊婦 1 人当たり 5 万円を給付する。ただし、妊娠の届出前に流産等の事由が発生した場合でも、その事由が発生する前に医師の胎児心拍確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により給付金を給付する。

(2) 2 回目（こども分） 出産後に、妊娠していたこども 1 人当たり 5 万円を給付する。ただし、出産前に流産又は死産等の事由が発生した場合でも、母子健康手帳等の提示により胎児の人数の確認を行い給付金を給付する。

(給付認定)

第 3 条 給付金の給付を受けようとする者は、松江市に妊娠の届出又はその他の方法で給付金の給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けたもの（以下「妊婦給付認定」という。）とする。

2 妊婦給付認定後に松江市外に転出した場合には、松江市の妊婦給付認定は自動的に取り消されるものとする。

(給付対象者)

第 4 条 給付金は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「事業開始日」という。）以降に妊婦給付認定を受けた者に給付する。ただし、他の市町村で給付金の給付をすでに受けている場合又

は給付を希望していない場合は、この限りでない。

(申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、妊婦支援給付金(1回目)申請書(請求書)(様式第1号)又は妊婦支援給付金(2回目)申請書(請求書)(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、産科医療機関等を受診したことがわかるものなどを提出させて本事業の給付対象者であることの確認を行うとともに、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金の申請者の本人確認を行うものとする。

3 第1項の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、その期限までに申請しなければならない。ただし、災害その他当該給付妊婦の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合は、当該やむを得ない特別な事情が終了した後3か月以内に行うことができる。

(1)1回目(妊婦分) 妊娠したことを確認した日を起算日として産科医療機関等で妊娠が確定した日から2年間を経過した日の前日までに申請しなければならない。

(2)2回目(こども分) 胎児の数が明らかになった出産日を起算日として、出産日から2年間を経過した日の前日までに申請しなければならない。また、出産前に流産又は死産等の事由が発生した場合は、その事由が発生したことを産科医療機関等で医師が確認した日から2年間を経過した日の前日までに申請しなければならない。

(給付金給付の決定)

第6条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金の給付を行うものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対し、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

妊婦支援給付金(1回目)申請書(請求書)

松江市長 あて

松江市妊婦支援給付金(1回目)(以下「給付金」という)について、下記の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

記入年月日 令和 年 月 日

1. 申請・請求者(妊婦本人)

(フリガナ) 氏 名	()	生年月日	昭和・平成	年	月	日
		日中に連絡可能な 電話番号				
現 住 所	〒 松江市					
妊娠届出 時点の住所	☐ 現住所と同一 ※現住所と同一の場合、記入は不要 〒				妊娠 届出日	令和 年 月 日

2. 給付金の給付希望(該当の項目に✓をお願いします。)

☐ 希望する	希望する場合チェック ➡	☐ 他の自治体で、給付金(妊婦1人当たり5万円)の給付を受けていません。
☐ 希望しない		

3. 申請額・請求額

申請額・請求額	50,000 円
---------	----------

※申請額・請求額は、妊婦1人当たり50,000円です。

4. 支払希望口座 ※申請者本人名義の口座を記入してください。振込口座情報がわかるものを添付して下さい。

金融機関名	銀行 労金 信金 農協 信組 漁協				支店名	本店 本所 支店 支所 出張所		
金融機関コード					店番			
預金種別 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他()	口座番号 (右詰め)					口座名義 (カナ)		

5. 誓約・同意事項

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 給付金の給付要件の審査のため、松江市が必要な公簿等の確認を行うことや、他の行政機関等に当該給付金の給付状況などについて確認することに同意します。
- 松江市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振り込み不能等の事由により支払いが完了せず、申請期限までに申請者に連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- この申請書は、松江市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 同一妊婦について給付金を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金を返還します)。
- 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に松江市外に転出した場合には松江市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊婦支援給付金（2回目）申請書（請求書）



松江市長 あて

妊婦支援給付金（2回目）（以下「給付金」という）について、下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

記入年月日 令和 年 月 日

1. 申請・請求者(妊産婦本人)

(フリガナ) 氏 名	()	生年月日
		昭和・平成 年 月 日
現 住 所	〒 松江市	日中に連絡可能な電話番号

2. 給付金の給付希望（該当の項目に✓をお願いします。）

☐ 希望する	希望する場合チェック ➡	☐ 他の自治体で、給付金(こども1人当たり5万円)の給付を受けていません。
☐ 希望しない		

3. 申請額・請求額

申請額・請求額	こどもの人数 ____人 ×50,000 円	合計 円
---------	------------------------	------

※申請額・請求額は、こども1人当たり50,000円です。
※【こどもの人数】と【合計】をご記入ください。

4. 支払希望口座 ※申請者本人名義の口座を記入してください。振込口座情報がわかるものを添付してください。

金融機関名		銀行 労金 信金 農協 信組 漁協				支店名		本店 本所 支店 支所 出張所	
金融機関コード						店番			
預金種別	☐ 普通	口座番号 (右詰め)					口座名義 (カナ)		
	☐ 当座								
	☐ その他()								

5. 誓約・同意事項

- (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- (2) 給付金の給付要件の審査のため、松江市が必要な公簿等の確認を行うことや、他の行政機関等に当該給付金の給付状況などについて確認することに同意します。
- (3) 松江市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振り込み不能等の事由により支払いが完了せず、申請期限までに申請者に連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (4) この申請書は、松江市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- (6) 同一児童について給付金を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金を返還します)。
- (7) 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に松江市外に転出した場合には松江市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。